

行政改革研究会設置要綱 新旧対照表

新 (改正案)	旧 (現 行)
<p>(<u>研究部会</u>)</p> <p>第4条 研究会は、必要に応じて、研究会が決定した研究事項の具体的な研究及び検討を行うため、<u>研究部会を設置することができる。</u></p> <p>2 <u>研究部会は、研究及び検討の結果を研究会に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>研究部会は、県及び参加を希望する県内市町村の職員をもって構成する。</u></p> <p>4 <u>研究部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。</u></p> <p>5 <u>研究部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(<u> </u>部会)</p> <p>第4条 研究会は、必要に応じて、研究会が決定した研究事項の具体的な研究及び検討を行うため、<u> </u>部会を設置することができる。</p> <p>2 <u> </u>部会は、研究及び検討の結果を研究会に報告するものとする。</p> <p>3 <u> </u>部会は、県及び参加を希望する県内市町村の職員をもって構成する。</p> <p>4 <u> </u>部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。</p> <p>5 <u> </u>部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>
<p>(<u>検討部会</u>)</p> <p><u>第5条 研究会は、必要に応じて、研究会が決定した検討事項について市町村間の連携による解決を図るために必要となる検討及び調整を行うため、検討部会を設置することができる。</u></p> <p>2 <u>検討部会は、検討及び調整の結果を研究会に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>検討部会は、県及び参加を希望する県内市町村の職員をもって構成する。</u></p> <p>4 <u>検討部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。</u></p> <p>5 <u>検討部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。</u></p> <p>6 <u>部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。</u></p> <p>7 <u>部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代行する。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

<p>(事務局)</p> <p><u>第6条</u> 群馬県総務部市町村課に事務局を設置し、研究会及び部会における庶務等処理する。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第7条</u> この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p><u>第5条</u> 群馬県総務部市町村課に事務局を設置し、研究会及び部会における庶務等処理する。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第6条</u> この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、平成30年2月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (略)</p>